災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する

協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、久喜市地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、久喜市(以下「甲」という。)が一般社団法人日本ムービングハウス協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定するところのものであり、乙が認証した移動式 木造住宅(ムービングハウス)のことをいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、 その他必要と認める事項について、文書をもって乙に連絡するものとする。た だし、緊急の場合は、電話及びメール等による簡易と思われる方法とすること ができる。この場合において、甲は、後に文書を速やかに乙に提出しなければ ならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があった場合は、乙の会員である住宅建設業者(以下 「丙」という。)の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

- 第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 甲は、丙の住宅建設終了後に検査し、これを確認した場合は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

- 第7条 甲及び乙は、災害時等に即応するための連絡体制を相互に整えるほか、 連絡体制表を作成するものとする。
- 2 前項の連絡体制表に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

(会員名簿の提供)

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員 の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合 は甲に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定を解除する旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間が満了する日の翌日から1年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協 議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、 各自その1通を保有する。

令和 2年12月16日

埼玉県久喜市下早見85番地の3 甲 久喜市 久喜市長

北海道千歳市泉沢1007番地168 乙 一般社団法人日本ムービングハウス協会 代表理事